



# 山形県公報

平成27年7月17日（金）  
第2664号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課）…919
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（最上総合支庁地域保健福祉課）… 同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（最上総合支庁農村計画課）… 同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（ 同 ）…920
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…921
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）… 同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課）… 同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（会 計 局）…922
- 審理の開催……………（収用委員会）… 同
- 公示による通知……………（ 同 ）… 同

## 告 示

### 山形県告示第632号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成27年6月22日招集した山形県議会定例会は、同年7月9日閉会した。

平成27年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第633号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類     | 廃止年月日       |
|----------------|-----------------------------|-------------|-------------|
| ふるさと企画有限公司     | ふるさと介護支援センター<br>新庄市大手町1番25号 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成27. 7. 31 |

### 山形県告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新庄市鶴の子土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成27年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所             |
|----------|--------|----------------|
| 理事       | 越後 昭太郎 | 新庄市大字本合海35番地の3 |
| 同        | 樋渡 敏春  | 同 60番地         |
| 同        | 清水 哲夫  | 同 228番地の1      |
| 同        | 斎藤 富士男 | 同 2番地          |
| 同        | 松田 一雄  | 同 771番地        |
| 監事       | 阿部 重哉  | 同 25番地         |
| 同        | 信田 寿美  | 最上郡大蔵村大字合海70番地 |

## 山形県告示第635号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新庄市鶴の子土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成27年7月17日

山形県知事 吉村 美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所             |
|----------|--------|----------------|
| 理事       | 越後 昭太郎 | 新庄市大字本合海35番地の3 |
| 同        | 樋渡 敏春  | 同 60番地         |
| 同        | 清水 哲夫  | 同 228番地の1      |
| 同        | 斎藤 富士男 | 同 2番地          |
| 同        | 松田 一雄  | 同 771番地        |
| 監事       | 阿部 重哉  | 同 25番地         |
| 同        | 信田 寿美  | 最上郡大蔵村大字合海70番地 |

## 山形県告示第636号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年7月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成27年7月17日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東山七浦線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                       | 間        | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長      |
|-------------------------|----------|------|--------------------|---------|
| 山形市大字青柳字北柳1714番2から<br>同 | 1702番1まで | 旧    | 17.6メートル<br>} 13.4 | 123メートル |
| 同                       | 上        | 新    | 17.6メートル<br>} 11.0 | 同上      |

**山形県告示第637号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年7月17日から同月30日まで縦覧に供する。  
平成27年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 東山七浦線
- 2 供用開始の区間 山形市大字青柳字北柳1714番2から  
同 1702番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年7月17日

**山形県告示第638号**

次の開発行為は、完了した。  
平成27年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 平成26年12月24日 指令村総建第247号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 東根市大字神町字東根道1007番1、1011番2、1008番7の一部、1008番6の一部及び1007番1先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称 東根市神町北五丁目3番24号 有限会社ラディッツ

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成27年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日 平成27年7月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称 特定非営利活動法人まごころサービス長井
  - (2) 代表者の氏名 平吹 京子
  - (3) 主たる事務所の所在地 長井市館町北6番19号
  - (4) 定款に記載された目的 この法人は、一般市民を対象に、「明るく、やさしく、真心で」をモットーとし、助け合いの精神を基に、サービスを必要とする人とサービスができる人とが、共に協力し合って創造的な福祉サービスを提供し、享受され、望ましい地域社会づくりをめざします。また行政と協働した事業の推進を図りながら、生きがいのある

社会を形成して行くことに寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
橋梁点検車 2台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成27年6月25日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社タダノ東北支店 宮城県仙台市若林区卸町東四丁目2番21号
- 5 落札金額 46,440,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年5月15日

平成27年3月10日に収用の裁決手続の開始を決定した一般国道112号改築工事（霞城改良・山形県山形市旅籠町一丁目地内から同市城北町一丁目地内まで）に係る収用裁決事件の審理の開催は、次のとおりとする。

平成27年7月17日

山形県収用委員会  
会 長 浜 田 敏

- 1 審理の日時  
平成27年8月4日（火）午後2時30分から
- 2 審理の場所  
山形市松栄一丁目3番8号  
山形県産業創造支援センター 多目的ホール
- 3 審理事項  
一般国道112号改築工事（霞城改良・山形県山形市旅籠町一丁目地内から同市城北町一丁目地内まで）に係る収用裁決事件

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成27年7月17日

山形県収用委員会  
会 長 浜 田 敏

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による下記の書類は、当収用委員会事務局（山形県県土整備部県土利用政策課内）に保管してあるので、通知を受けるべき者にいつでも交付する。なお、当該書類を受領しないときは、平成27年7月30日の経過をもって通知があったものとみなされる。

- 1 事件名  
平成27年3月10日に収用の裁決手続の開始を決定した一般国道112号改築工事（霞城改良・山形県山形市旅籠町一丁目地内から同市城北町一丁目地内まで）に係る収用裁決事件
- 2 通知すべき書類の名称  
平成27年7月8日付け山収委第11号「審理の開催について（通知）」
- 3 通知を受けるべき者  
山形県山形市大手町192番の土地所有者

| 氏 名    | 住所 |
|--------|----|
| 大道寺 定  | 不明 |
| 早川 マツ  | 不明 |
| 拓殖 マス  | 不明 |
| 澤田 熊八郎 | 不明 |
| 黒柳 恵太郎 | 不明 |
| 芝辻 保平  | 不明 |
| 浦山 長作  | 不明 |
| 宮本 覚郎  | 不明 |
| 井上 一   | 不明 |
| 町田 安治  | 不明 |
| 山崎 喜一  | 不明 |
| 坂部 金次郎 | 不明 |
| 丁野 力太郎 | 不明 |
| 渥美 柚太郎 | 不明 |
| 杉浦 米三郎 | 不明 |
| 高橋 シウ  | 不明 |

平成27年 7月17日印刷  
平成27年 7月17日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056